

公認心理師カリキュラム案

— 臨床心理分野専門職大学院として —

臨床心理分野専門職大学院協議会

2016.11.16

修士課程と臨床心理分野専門職大学院の制度比較

		修士課程	専門職学位課程		
			臨床心理分野専門職大学院	法科大学院	教職大学院
目的		研究者の養成 高度専門職業人の養成	高度専門職業人の養成		
標準修業年限		2年	2年	3年	2年
修了要件		30単位以上 修士論文作成（研究指導）	30単位以上 （現状：44～52単位）	93単位以上	45単位以上 （うち10単位以上は学校等での実習）
専任教員	必置教員	－	修士課程を担当する研究指導教員数の1.5倍の数 ＋研究指導補助教員数		
	兼務	学士課程及び一個の専攻に限り、博士課程（一貫制又は後期）との兼務可能	一個の専攻に限り、 博士課程（一貫制又は後期）との兼務可能	学士課程・修士課程・博士課程（前期） の必置教員数の3分の1まで兼務可能 （平成30年度まで） 一個の専攻に限り、 博士課程（一貫制又は後期） との兼務可能	
実務家教員		－	3割以上	2割以上	4割以上
授業方法		－	・事例研究 事例研究論文作成 ・学内実習・学外実習 ・双方向・多方向に行われる 討論・質疑応答 ・少人数教育、SV体制	①現地調査・双方向・多方向 に行われる討論・質疑応答 ②少人数教育が基本 （法律基本科目は50人が標準）	①同左 ②学校実習・共通科目：必修
学位		修士（〇〇）	臨床心理修士（専門職）	法務博士（専門職）	教職修士（専門職）
認証評価		－	教育課程や教員組織等の教育研究活動の状況について、文部科学大臣より認証を受けた認証評価団体の評価を5年毎以内に受審することを義務付け、教育の質保証を図る仕組みを担保		

※平成28年8月10日 中央教育審議会大学分科会大学院部会専門職大学院ワーキンググループ
「専門職大学院を中核とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について」より抜粋

1. 大学において修める科目

1-1. 大学において必要な科目に係わる考え方 (到達目標等)

目標: 公認心理師としての責務を果たすために必要となる心理学及び心理支援に関する理論など基礎的理論及び技法を修得している。

方法: 学部カリキュラム(スライド4参照)

基礎科目を必修とし、発展科目を関連科目領域に分け、各領域を選択必修とすることにより、汎用性を保証するとともに各大学の特性を活かしたカリキュラムとする。

1-2.心理師となるために必要な科目(大学)

心理学及び心理支援の基礎的理論・技法を修得する。発展科目を通して汎用性を保証する。

科目区分	科目名	単位数	備考
心理学 基礎科目	心理学概論	12	必修
	心理学研究法	2	必修
	心理学統計法	2	必修
	心理学基礎実験実習	2	必修
	心理検査実習	2	必修
	心理面接実習	2	必修
	心理学基礎科目合計	20	
心理学 発展科目	A 基礎心理学関連科目 学習心理学、知覚心理学、認知心理学、思考心理学、言語心理学、比較心理学、生理心理学、 神経心理学、動物心理学、比較行動学、行動分析学、感性心理学、感情心理学など	6	選択必修
	B 発達・教育心理学関連科目 発達心理学、乳幼児心理学、児童心理学、青年心理学、老年心理学、教育心理学、 教育評価、教授心理学、学校心理学など	6	選択必修
	C 社会・産業心理学関連科目 社会心理学、実験社会心理学、集団心理学、対人関係論、家族心理学、コミュニティ心理学、 産業心理学、組織心理学、マスメディア心理学など	6	選択必修
	D 臨床心理学関連科目 臨床心理学概論、心理検査法、人格心理学、発達臨床心理学、教育(学校)臨床心理学、 障害児(者)心理学、犯罪心理学、司法・矯正心理学、医療心理学、心理療法論、深層心理学、 カウンセリング心理学、認知行動療法論、集団心理療法論、健康心理学、ストレス・マネジメント論など	8	選択必修 ただし、臨床心理概論(2単位)を必修とする。
	E 隣接領域科目 医学概論、精神医学概論、教育学(学校教育制度論、教育経営学、社会教育学を含む)、社会福祉学	4	選択必修 ただし、医学概論、精神医学概論のいずれか1科目を必修とする。
心理臨床・ 実践職能科目	心理臨床・実践職能論 (職務、責任、倫理、関連行政法論を含む)	2	必修
	心理臨床・実践領域論 (医療・保健、福祉、教育、司法・矯正、産業などの領域における見学・体験実習)	2	必修 (2領域以上、計60時間以上)

※日本心理臨床学会案

2. 大学院において修める科目

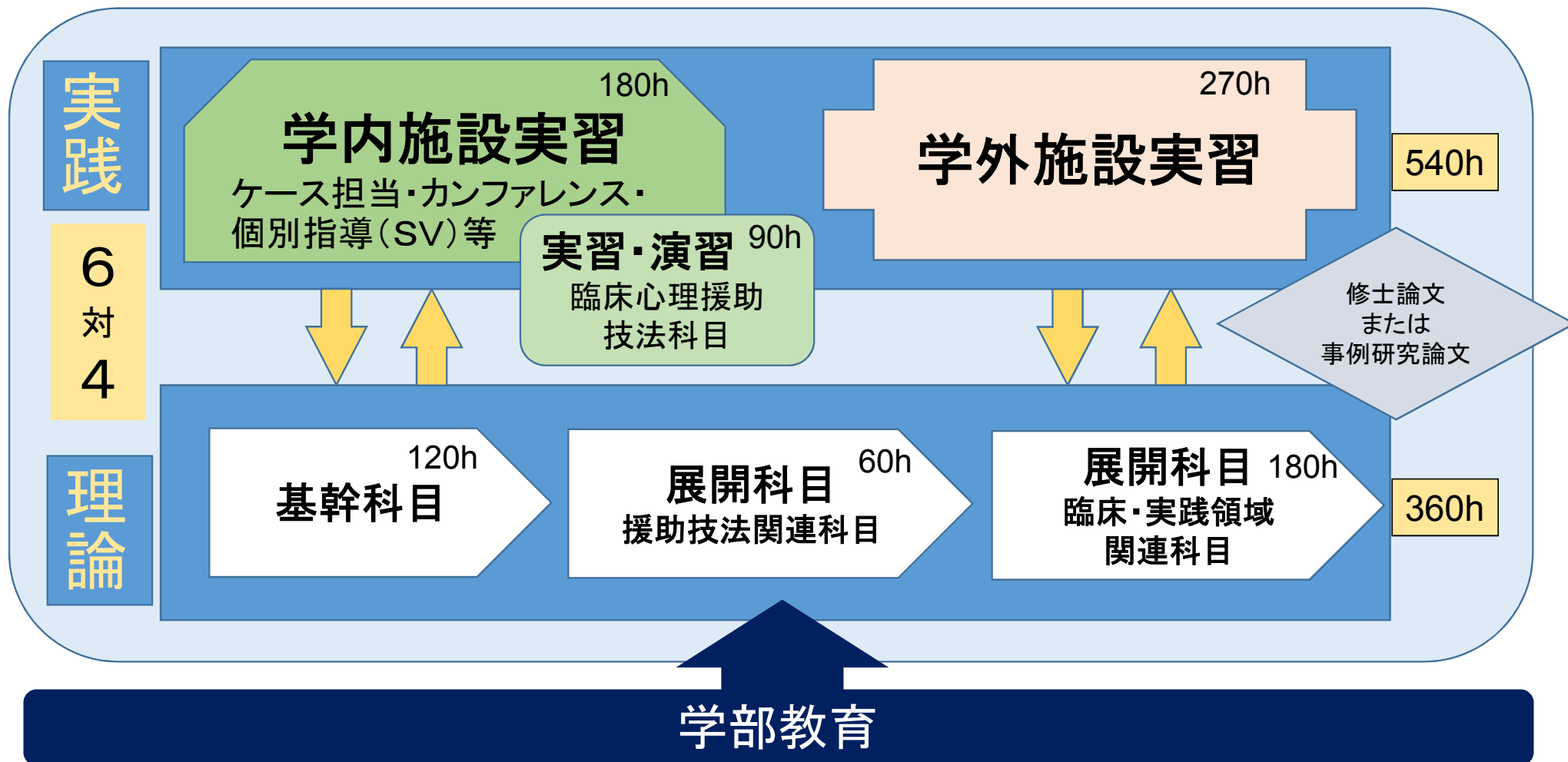
2-1. 大学院において必要な科目に係わる考え方 (到達目標等)

目標: 高度専門職業人として公認心理師の責務を果たすために、
心理実践に必要な臨床心理学の応用・実践的な理論及び
技能を修得している。

方法: 実践と理論の架橋となるカリキュラムとする。

図2-1.実践と理論の架橋となる大学院カリキュラム

講義・演習については
1単位15hとする



2-2.心理師となるために必要な科目①(大学院)

科目区分	科目名	単位数	備考
基幹科目	基幹科目	<u>8</u>	
	臨床心理学特論	2	必修
	臨床心理職関連行政・倫理特論	2	必修
	心理援助面接特論	2	必修
	心理アセスメント演習	1	必修
	心理学実践研究法演習	1	必修
展開科目 援助技法 関連科目	援助技法関連科目 カウンセリング特論、心理療法特論、グループ・アプローチ特論、 コミュニティ・アプローチ特論、危機介入法特論、予防心理教育特論など	<u>4</u>	選択必修
臨床・実践 領域 関連科目	A 医療・保健領域関連科目 精神医学特論 医療心理学特論、神経心理学特論、心身医学特論、臨床精神薬理学特論など	<u>4</u> 2 2	選択必修 必修 選択
	B 教育領域関連科目 学校心理学特論、スクール・カウンセリング特論、教育心理学特論、発達心理学特論、学生相談学特論など	<u>2</u>	選択必修
	C 福祉領域関連科目 障害児(者)心理学特論、臨床心理地域援助特論、乳幼児・児童心理学特論、高齢者心理学特論、 家族心理学特論など	<u>2</u>	選択必修
	D 司法・矯正領域関連科目 司法・矯正心理学特論、犯罪心理学特論、人格心理学特論、司法・矯正関連行政論など	<u>2</u>	選択必修
	E 産業領域関連科目 産業カウンセリング特論、組織心理学特論、社会心理学特論、人間関係学特論など	<u>2</u>	選択必修

2-2.心理師となるために必要な科目②(大学院)

科目区分	科目名	単位数	備考
臨床心理援助 技法科目	臨床心理援助技法科目	<u>6</u>	必修
	個人心理療法演習	2	
	集団心理療法演習	2	
	臨床心理査定演習	2	
臨床・実践 実習科目	臨床・実践実習科目	<u>4</u>	必修 * 面接・電話受付など ** 人格・知能・発達テスト等
	学内施設実習Ⅰ(M1年前期)	45h	
	① ロールプレイ*	5h	
	② 心理テスト実習など**	10h	
	③ 陪席(インテーク面接)	5h	
	④ 事例検討会(ケースカンファレンス)	25h	
	学内施設実習Ⅱ(M1年後期)	45h	
	① 陪席、試行面接、インテーク面接、ケース担当	15h	
	② 事例検討会(ケースカンファレンス)	30h	
	学内施設実習Ⅲ(M2年前期)	45h	
	① ケース担当(含施設運営実習)	15h	
	② 事例検討会(ケースカンファレンス)	30h	
	学内施設実習Ⅳ(M2年後期)	45h	
	① ケース担当(含施設運営実習)	15h	
	② 事例検討会(ケースカンファレンス)	30h	

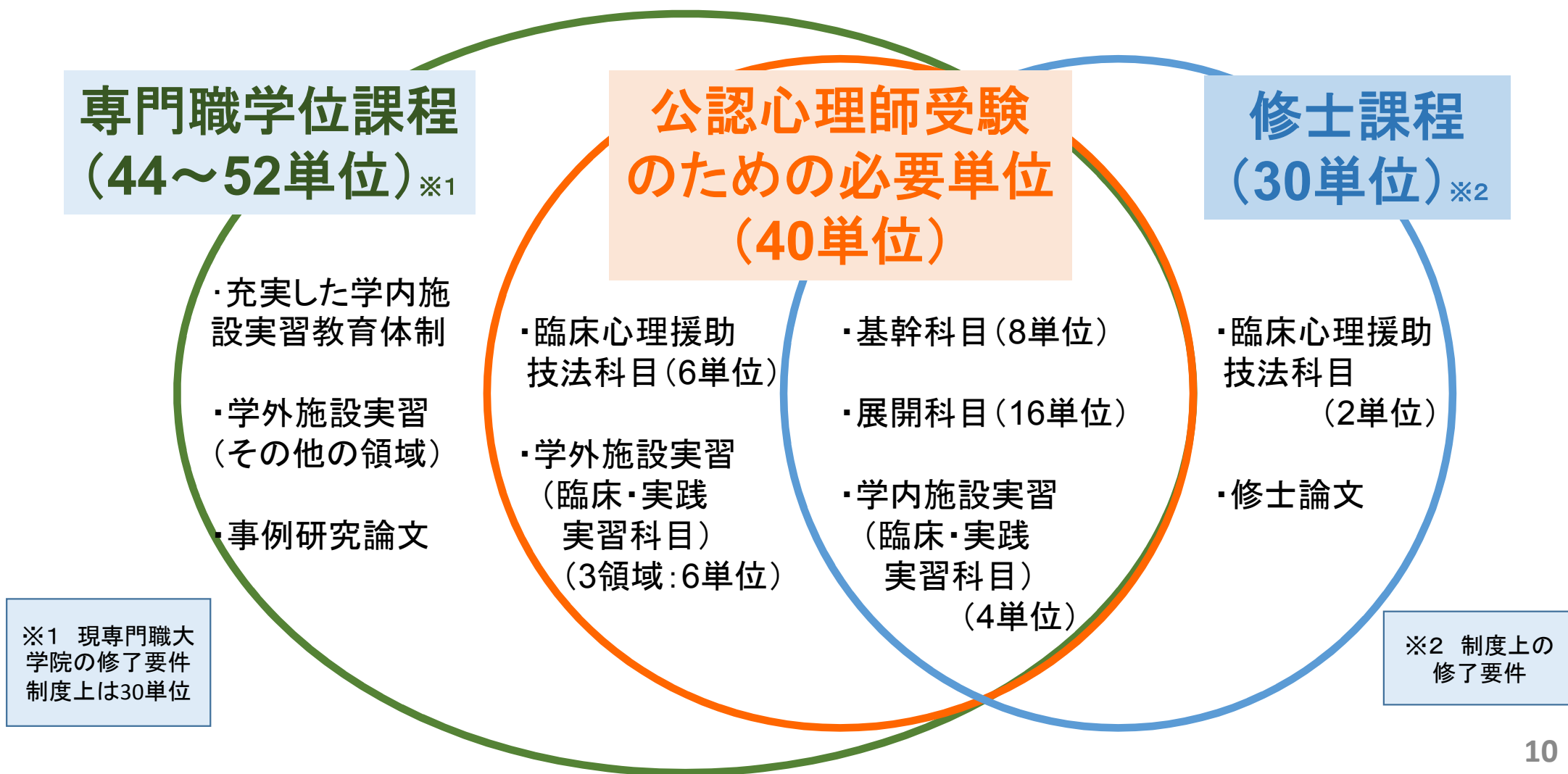
※日本心理臨床学会案＋専門職大学院案

2-2.心理師となるために必要な科目③(大学院)

科目区分	科目名		単位数	備考
臨床・実践 実習科目	学外施設実習Ⅰ(M1年後期)	<u>90h</u>	2	必修
	(医療・保健領域)			
	①事前・中間・事後指導	10h		
	②実習	80h		
	学外施設実習Ⅱ(M2年前期)	<u>90h</u>	2	学外施設実習Ⅱ・Ⅲ においては、福祉、 教育、産業、司法・ 矯正の4領域から 2領域選択必修
	(福祉領域・教育領域・その他の領域)			
	①事前・中間・事後指導	10h		
	②実習	80h		
	学外施設実習Ⅲ(M2年後期)	<u>90h</u>	2	
	(福祉領域・教育領域・その他の領域)			
	①事前・中間・事後指導	10h		
	②実習	80h		

※専門職大学院案

図2-2.公認心理師カリキュラムと大学院カリキュラムとの関係



3. 実習・演習の内容等

3-1. 実習・演習科目の構成

大学 : < 演 習 > 基礎的な心理検査や面接法について学ぶ。
< 学外実習 > 医療・保健、福祉、教育、産業、司法・矯正等の
見学実習を通して、心理職現場の現状を学ぶ。

大学院 : < 演 習 > より実践的な心理検査や面接法について学ぶ。
< 学内実習 > 学内附属臨床心理施設において、ケース担当等
の実務実習を通して面接の実践力を修得する。
< 学外実習 > 現場実習を通して多面的な実践力を修得する。
3領域の実習とする。医療・保健領域は必修、
福祉、教育、産業、司法・矯正領域から2領域を
選択必修とする。

3-2.大学における実習・演習

科目区分	科目名
心理学基礎科目	心理検査実習 心理面接実習 ロールプレイ、心理面接の実施方法等
心理臨床・ 実践職能科目	心理臨床・実践職能論 職務、責任、倫理、関連行政法 心理臨床・実践領域論 医療・保健、福祉、教育、産業、司法・矯正等の 各機関への見学・体験実習

3-3.大学院における実習・演習

実習・演習 (90時間)	個人心理療法演習(ロールプレイ等)、集団心理療法演習、臨床心理査定演習
学内附属臨床心理施設 における実務実習 (180時間)	陪席、ケース担当、施設運営に関する業務、事例検討会(ケースカンファレンス)、個別指導(スーパーヴィジョン)による専門性の深化、多面的視野の養成
学外施設実習 (270時間)	3領域の実習 医療・保健領域は必修、福祉、教育、産業、司法・矯正領域から2領域を選択必修 各領域実習ごとに事前指導、中間指導、事後指導の実施

4. 実習・演習の施設及び指導者等

4-1. 実習・演習を実施する施設

学内実習施設

附属心理臨床センターなど、一定の基準*を満たした学内の
有料相談施設

学外実習施設

一定の基準*を満たした領域ごとの施設

* 公認心理師実習施設として認定された施設で、認定された指導者による実習が可能であること。

4-2.実習・演習を担当する教員及び指導者

- ①公認心理師で一定の実務経験を有する者
- ②医師または臨床心理士で一定の実務経験を有する者
- ③学内実習は、公認心理師や臨床心理士の資格を有する教員
- ④学外実習は、契約した実習機関の公認心理師や臨床心理士

但し 教育領域においては心理職の指導ができると実習機関が認める者を含む

※指導者養成システムの構築が必要

5. 大学卒業後の実務経験

5-1. 経験すべき実務の内容及び指導体制

- ① 医療・保健、福祉、教育、産業、司法・矯正領域等での
5年以上の実務経験

(心理療法、心理査定、コンサルテーション、多職種連携、地域支援活動等)

- ② 実務経験を積む機関は認定された施設であり、
かつ以下のア～ウが可能であること

ア) 実務経験のなかで公認心理師や臨床心理士、医師による指導を受ける

イ) 実務経験のなかでケースや心理アセスメント等に関して、継続的な個別指導
(スーパーヴィジョン)や事例検討を受ける

ウ) 実務経験に加えて、汎用性への対応のため心理研修センター等において
一定のプログラムを含む研修を受講する

5-2.心理師となるために実務を経験すべき期間

5年以上の実務経験

以下の公認心理師養成に向けた日本心理臨床学会案を支持

「公認心理師法第7条1号の者と同等以上の知識・経験を有する」ためには、26単位相当の学習時間を要するものとし、そこから以下によって所要時間を1170時間と算出した。

$$45(\text{時間/単位}) \times 26\text{単位} = 1170\text{時間}$$

一方、常勤者が、実務とは別に、大学院修士修了者の質に合わせるための講習を受講するとした場合、頻度は週1回8時間、受講日は週末、年間30回程度が現実的な上限と考えられるので、年間の講習受講時間は240時間と算出される。従って、26単位相当の学習を終えるのに必要な期間は、以下のように算出される。

$$1170(\text{時間}) \div [8(\text{時間/回}) \times 30(\text{回/年})] = 4.875(\text{年})$$

よって、卒後の資格を取るために必要な養成期間として妥当な期間は5年と推計される。

6. 受験資格の特例

6-1. 施行日前に大学院に入学した者

公認心理師法附則第2条2号を適用

※ ただし、必要な科目については、施行前の大学院カリキュラムにおける該当科目の読み替えを可とする

附則第2条2号

二 施行日前に学校教育法に基づく大学院に入学した者であって、施行日以後に心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて当該大学院の課程を修了したもの

6-2. 施行日前に大学に入学した者

公認心理師法附則第2条4号を適用

附則第2条4号

施行日前に学校教育法に基づく大学に入学し、かつ、心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者であって、第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において同号の文部科学省令・厚生労働省令で定める期間以上第二条第一号から第三号までに掲げる行為の業務に従事したもの

6-3. 法に定める行為を行うことを業としている者

- ① 常勤として5年以上の心理職実務経験を有する者に受験資格を認める(実務経験等は相談機関等の心理職として勤務)。
- ② 臨床心理士有資格者は受験資格を認める。
- ③ 臨床心理士有資格者でありかつ心理職常勤者については移行措置を行う。
- ④ 臨床心理分野専門職大学院修了者で心理職常勤者については移行措置を行う。

※非常勤の場合は週の合計や年数に応じて常勤とみなす。

7. 国家試験

7-1. 試験科目の範囲

基本的考え方(専門知識)

- ①国家試験は一次試験(専門知識、小論文記述)と二次試験(口述面接)により行う。
- ②医療・保健、福祉、教育その他の分野において、公認心理師法第二条に掲げる4つの行為を行うために必要な心理学に関する専門的知識及び技術を有することを確認する試験とする。

科目(専門知識)

- ①一般心理学
- ②心理査定学
- ③心理面接学
- ④地域援助学
- ⑤心理学研究法
- ⑥精神医学・心身医学・精神薬理学
- ⑦領域別心理援助論(医療・保健、福祉、教育、産業、司法・矯正)
- ⑧公認心理師関連法規・職業倫理学

7-2.試験の方法

基本的考え方

公認心理師法第二条に掲げる行為を行うためには、「心理学に関する専門的知識及び技術」だけでなく、公認心理師として実践に必要な分析力、表現力、対人関係能力、倫理観、公認心理師としての使命感・責任感、自ら学び続ける意欲などを確認するために、知識・技術を問う筆記試験だけでなく、小論文試験、面接試験を行う。

試験方法

①一次試験

- ・専門知識：専門的知識をみるため、前述の「試験科目の範囲」に示した科目のうちから、100題程度をマークシート（多肢選択式）で出題する。
- ・小論文記述：分析力、論理的思考力、表現力などをみるため、心理臨床に関するテーマについて1,000字～1,500字程度で論述させる。臨床心理分野専門職学位課程修了者は免除とする。

②二次試験（一次試験合格者に対して実施）

- ・口述面接：公認心理師としての基本的な姿勢や態度、人間関係能力などをみるため、10～20分／人程度の面接を行う。

7-3.合格基準

- ①一次試験：合格判定は、専門知識で一定の成績を得た者について、専門知識及び小論文記述の成績を総合して判定する。臨床心理分野専門職大学院修了者は、専門知識の成績で判断する。
- ②二次試験：一次試験合格者に対して口述面接試験を行う。
- ③最終的な合格率を60～80%程度とする。

7-4.免除する科目について

①専門知識試験（一次試験）

科目試験の一部免除

②小論文記述試験（一次試験）

公認心理師受験資格を得られる専門職大学院での事例研究論文作成において、公認心理師に必要な事例に関わる分析力、論理的思考力、表現力などを確認されている者については、一次試験のうち小論文記述試験を免除する。

③面接試験（二次試験）

公認心理師受験資格を得られる大学院の入学試験（面接試験）や入学後の教育課程等において、公認心理師になるための基本的な姿勢や態度、人間関係能力などを確認されている者については、面接試験（二次試験）を免除する。

修了者が上記試験を免除される大学院は、入学試験や教育が適正に行われていることを担保するため、5年毎に外部機関による認証評価を受けるものとする。

8. 現任者講習会の内容と時間数

国家試験の出題範囲に関わる8科目

一般心理学

心理査定学

心理面接学

地域援助学

心理学研究法

精神医学・心身医学・精神薬理学

領域別心理援助論（医療・保健、福祉、教育、産業、司法・矯正）

公認心理師関連法規・職業倫理学

※現任者の大学・大学院での修得単位と現在の職業領域によって異なる